

☆ 赤ちゃんが生まれたら ☆



赤ちゃんが生まれたら、役所で各種の手続きを行いましょう。
さいたま市の各区役所では、区民課（パッケージ工房）で一括して手続きすることができます。

☆**出生届** … 赤ちゃんが生まれた日を含めて**14日以内**に市区町村に出しましょう。

☆**届出が必要な主な制度** ※母子健康手帳別冊・ホームページに詳細があります (<http://www.city.saitama.jp/>)

出産育児一時金

国民健康保険・社会保険等に加入している（被扶養者含む）方が出産したときに支給されます。

申請先

利用している健康保険によって申請先が異なります

国民健康保険の方：区役所 保険年金課国保係
または各支所

その他の健康保険の方：勤務先

または直接加入している保険者

子育て支援医療費助成事業

さいたま市内に在住し、健康保険に加入している乳幼児及び児童を現に養育している方に支給されます。

申請先

区役所 保険年金課福祉医療係
または各支所

対象

0歳～中学校修了前まで

助成内容

健康保険各法の規定による
一部負担金全額

※赤ちゃんが生まれてから1年以内に申請しましょう。

児童手当

さいたま市内に在住し、中学校修了前の児童を養育している方に支給されます。

申請先

区役所 支援課児童福祉係
または各支所・市民の窓口

対象

0歳～中学校修了前まで

助成内容

3歳未満（一律）	月額1万5千円
3歳～小学校修了前（第1・2子）	月額1万円
3歳～小学校修了前（第3子以降）	月額1万5千円
中学生（一律）	月額1万円
所得制限限度額を超える方	一人あたり月額5千円

※赤ちゃんが生まれた月のうちに申請しましょう。
月が変わってから申請をする場合は赤ちゃんが生まれてから15日以内に申請しましょう。
※公務員の方は勤務先に申請してください。

☆産婦・新生児訪問のご案内

生後28日以内の赤ちゃんとそのお母さんを対象に助産師または保健師が訪問し、赤ちゃんの計測のほか育児相談を行っています。生後28日を過ぎた場合でもご希望の方はご連絡ください。

費用

無料

連絡先

各区役所保健センター

利用方法

母子健康手帳別冊に添付されている「出生連絡票」を記入し、投函してください。
または、各区役所保健センターに電話にてご連絡ください。

中央区役所保健センター



中央区役所では、区役所1階玄関に入って正面の区民課（パッケージ工房）で一括して手続きができます。

手続きと問合せ先	持 ち 物
<p>★出生届</p> <p>問合せ先 各区役所 区民課戸籍係 中央区：048-840-6033</p>	<p>さいたま市の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 出生届及び医師発行の出生証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 母子健康手帳 } 開庁時間外に届け出る場合またはお手元がない場合は、後日持参してください。</p>
<p>★出産育児一時金</p> <p>問合せ先 出産する予定の医療機関等 もしくは さいたま市の国民健康保険の方 各区役所 保険年金課国保係 中央区：048-840-6073</p> <p>その他の健康保険の方 加入している社会健康保険組合</p>	<p><input type="checkbox"/> 医療機関等で交付される「直接支払に合意する文書」の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉の使えるもの) <input type="checkbox"/> 健康保険証</p> <p><input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 世帯主の振込口座がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 出産費用の領収・明細書の写し (産科医療保障制度登録証または同制度加入のスタンプ押印済みのもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 出産された方の個人番号がわかるもの (通知カードや個人番号カード等)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の顔写真付き身分証明書</p> <p>※同一世帯以外の方が代理で申請する場合は、委任状が必要になります。</p> <p>① 直接支払制度の場合 《申請先》 出産した医療機関</p> <p>② 直接支払制度を利用しない場合 《申請先》 国民健康保険：各区役所保険年金課国保係 ※その他の健康保険：加入している健康保険組合によります。</p>
<p>★子育て支援医療費助成事業</p> <p>問合せ先 各区役所 保険年金課福祉医療係 中央区：048-840-6055</p>	<p><input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉の使えるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 児の氏名が記載された健康保険証</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者名義の普通預金通帳</p>
<p>★児童手当</p> <p>問合せ先 各区役所 支援課児童福祉係 中央区：048-840-6061</p> <p>※公務員の方は勤務先から児童手当が支給されますので、勤務先へお問合せください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 認定請求書</p> <p><input type="checkbox"/> 受給者名義の普通預金の口座番号がわかるもの</p> <p>① 申請者が受給者本人の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 受給者の個人番号がわかるもの（通知カードや個人番号カード等）</p> <p><input type="checkbox"/> 受給者の身元確認証</p> <p>② 申請者が代理人（受給者以外）の方の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 受給者の個人番号がわかるもの（通知カードや個人番号カード等）</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人の身元確認証</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状</p> <p>※認定請求書と委任状： さいたま市のホームページからダウンロードできます。</p>